

平成30年労第1号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付を支給しない旨の処分及び休業給付の一部を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、事務員として就労していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日午後○時○分頃、自家用車で会社から帰宅する途中、交差点の横断歩道手前で停止していたところ、後続していた乗用車に追突され、負傷した（以下「第二の事故」という。）。

請求人は、当日、C病院に受診したが、D整形外科に転医し、「頸椎捻挫、腰部捻挫、胸椎捻挫等」（以下「本件傷病」という。）と診断されて、治療を受けた。その後、複数の医療機関に受診し、加療を続けた。

なお、請求人は、平成○年○月○日、私用による交通事故（以下「第一の事故」という。）により負傷し、D整形外科で治療を受けていたが、第一の事故による傷病は、平成○年○月○日に治癒（症状固定）したとされている。

- 3 本件は、請求人が、療養給付及び平成○年○月○日から同年○月○日までの休業給付を請求したところ、監督署長は、請求人の本件傷病は同年○月○日に治癒（症状固定）しているとして、療養給付を支給しない旨の処分をするとともに、同年○月○日までの休業給付についてはこれを支給し、同年○月○日から同年○月○日までの休業給付についてはこれを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という。）をしたことから、本件各処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

（略）

2 原処分庁

（略）

第4 争 点

請求人の本件傷病が、平成○年○月○日において治癒の状態にあったと認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

（1）請求人は、要旨、平成○年○月○日に治癒とされた以降も、医師から引き続き治療を受ける必要があるとの説明を受け、治療を行っている状態であると主張している。

（2）そこで、同日時点における請求人の本件傷病の状態等に関する医学意見をみると、以下のとおりである。

ア E医師は、平成○年○月○日付け回答書において、要旨、左側の頸、背及び腰の痛み、左上下肢の腫脹及び圧痛並びに左下肢の痺れ及び痛みが強く、就労は困難であるが、左半身の痛みが第一の事故終了時の状態になれば、症状固定であるとの意見を述べている。また、F医師は、同年○月○日付け意見書において、要旨、症状が安定し、慢性症状は持続しても医療効果を期待し得ない状態とは判断できないとの意見を述べ、G医師も、同日付け意見書において、要旨、症状は全く安定しておらず、症状固定に至っていないとの意見を述べている。

イ これに対し、H医師は、同年○月○日付け意見書において、要旨、重大な

障害を残す可能性のある身体損傷は、身体所見、X線・MRI検査などでは認められないところ、多彩な症状を説明できる客観的所見も得られておらず、治療効果の得られない慢性疼痛が続いている状況から、症状固定に至っていると判断されとの意見を述べている。

- (3) 上記(2)のとおり、請求人の本件傷病の状態についての医師の見解には相違があることから、当審査会においては、請求人の症状経過のほか、治療内容等について改めて精査した。すると、請求人の本件傷病は、その受傷状況からみて、通常は数か月で治癒する傷病であるとされているが、請求人は、第二の事故から約9か月経過した平成○年○月○日以降においても、星状神経節神経ブロック、傍脊椎神経ブロック及び肩甲上神経ブロックや投薬、リハビリ、トリガーポイント注射及び関節腔内注射といった治療を受けていることが確認できる。

この点について、F医師は、要旨、請求人が仕事に復帰し、杖なしで歩行できるようになったことなどから、これらの治療には効果があり、治療継続は医学的に意味があると述べ、また、G医師も同旨を述べているほか、請求人も、これらの注射で症状が軽減し、めまいの回数も減っている旨を述べている。

しかしながら、請求人の本件傷病は、受傷後かなりの日数が経過していることからすると、急性症状はすでに消失し、慢性症状が持続していたにすぎないものとみるのが相当である。そして、請求人が受けた上記の治療は、その内容からみて、残存する疼痛などの慢性症状に対する対症療法であり、H医師が指摘しているように、同治療によって、たとえ症状が軽快したとしても、それは一時的に症状を抑制する効果があったにとどまり、根治的な治療であったものとはいえない。

- (4) 以上からすると、請求人の本件傷病は、当該治療を継続しても、これ以上治療効果が期待し得ない状態にあったものと判断するのが相当であり、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、遅くとも平成○年○月○日には治癒（症状固定）の状態に至っていたものと判断するところであって、監督署長がした本件各処分は妥当であると認められる。

なお、請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。